

平成２２年度「あおもり教育フォーラム」で聴取した
主な意見等に対する対応と処理方針について

１ 平成２２年度「あおもり教育フォーラム」テーマ

- ①「小学校から高校まで～学校教育の縦の連携について」
- ②「子どもたちの将来を見据えた教育について
～私たちが今考えるべきこと」
- ③「豊かな心と健やかな体の育成
～子どもたちの生活習慣と健康を考える」

２ 意見・提言の概要

意見・提言の概要	担 当 課
【三八地区】	
① 「子どもの肥満化傾向」について	スポーツ健康課
② 「地域と子どもや保護者との関わり」について	生涯学習課
③ 「小中連携」について	学校教育課
④ 「三戸町の中学校と県立三戸高等学校の連携」について	学校教育課
⑤ 「小中一貫教育」について（指導に関する こと）	学校教育課
⑥ 「小中一貫教育」について（教員配置に関する こと）	教職員課
⑦ 「障がいのある子どもがスポーツや音楽に 取り組む仕組み」について	学校教育課
⑧ 「県立高校教育改革第三次実施計画」について	教職員課
⑨ 「特別支援学校に係る環境整備」について	学校施設課
⑩ 「小学校と特別支援学校の交流」について	学校教育課

意見・提言の概要	担 当 課
【東青地区】 ① 「家庭教育の資質向上」について ② 「小学校への専門教科の教員の配置」について（教科指導の面から） ③ 「小学校への専門教科の教員の配置」について（法的な面から） ④ 「郷土学習」について（総合的な学習の面から） ⑤ 「郷土学習」について（民俗芸能の面から） ⑥ 「食育の推進」について ⑦ 「生涯スポーツの推進」について ⑧ 「県立学校に係る就職指導の状況」について ⑨ 「学校、家庭、地域の連携」について ⑩ 「特別支援教育に係る就労生活支援」について ⑪ 「特別支援教育に係る研修の実施」について ⑫ 「小中学校での職場体験の実施」及び「全県的な職業体験の実施」について	生涯学習課 学校教育課 教職員課 学校教育課 文化財保護課 スポーツ健康課 スポーツ健康課 学校教育課 生涯学習課 学校教育課 学校教育課 学校教育課

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	①「子どもの肥満化傾向」について
子どもたちの豊かな心を育むためには学校・家庭・地域の連携のもと時には厳しく時には優しくといったけじめを付けることが必要であると考え。昔の家では「子ども・親・祖父母」といった家族構成が子どもの豊かな心を育むのに大きな役割を果たしていた。 現在の家庭環境では核家族化が進み、親が留守の時に子どもだけで過ごすことが多くなり、そうした環境が生活習慣の乱れにつながり肥満化やゲーム脳といった問題につながっているのではないかと考える。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：スポーツ健康課】
（現況と対応） 子どもの肥満化傾向に対する県の取組について 学齢期は、生涯にわたる健康づくりを主体的に進めていくための出発点となる重要な時期であり、健康づくりの基礎を培うため、この時期における実践力の育成が将来の自己管理能力につながるものと考えております。 文部科学省が実施している学校保健統計調査では、平成18年度から肥満度の項目が加わり、肥満傾向児の出現率を公表しておりますが、平成21年度の結果によりますと、本県は4年連続で男女ともほぼ全年齢層で全国平均を上回る状況となっており、子どもの肥満化傾向に対する取組は極めて重要な課題であります。 このような中、県教育委員会では、子どもたちの健康づくりのため、 ① いきいき青森っ子健康づくり事業において、生活習慣等を含む健康実態調査を行うとともに、実践研究校を指定して健康課題解決のための指導方法の研究（H19～） ② 体力推進向上事業において、児童生徒が自ら進んで運動できる環境づくりを支援するため、子どもの体力向上支援プログラムの策定（H21～） ③ あおもりっ子食育推進事業において、子どもたち自らが「食」について考え、行動できる力を身につけることができるようにするための体制づくり（H20・21） を実施して参りました。 また、今年度からは重点事業として「未来を担う子ども健康生活推進事業」（H22・23）を実施しており、今後とも子どもの生活習慣改善をはじめ、子どもたちが生涯にわたって健康でいきいきと生活することができる基盤づくりに努めて参ります。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	②「地域と子どもや保護者との関わり」について
三戸町には、地域にたくさんの方がおり、核家族化によって失われた「こども、親、祖父母」の三世代の変わりに、地域の町内会、子ども会などを巻き込んだ「疑似三世代」のような仕組みを構築できれば、子どもたちの豊かな心と健やかな体を育むことができるのではないかな。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：生涯学習課】
（現況と対応） 県教育委員会では、平成２１年度より子どもを育む地域づくり事業を実施しております。この事業の目的は、地域ぐるみで子どもを育む機運を醸成するとともに、地域社会を構成する個人や団体・機関等相互の連携を強化する仕組みをつくり、地域の教育力を高めることです。 本事業の中で、県内６地区に関係団体による実行委員会を組織し、その実行委員会に委託する形で、日常生活の中で、大人が他人の子どもを褒めたり、しかったり、気軽に声をかけたりできるような地域社会づくりを行うことにより、地域の教育力の向上を図ることを目的とするモデル事業の実施及び検証をしています。 モデル事業の実施区域は市町村域ではなく、小学校区程度としており、その地区内の大人が子どもに伝統芸能を教えたり、一緒に行事に参加したりすることにより、さらに交流を深めていくような事業を実践しております。 このモデル事業については、今年度末に実践事例集（事業報告書）としてまとめ、各市町村に配布する予定です。この事例集を参考に、各市町村において、御指摘の「疑似三世代」による交流も含め、地域ぐるみで子どもを育む活動に取り組んでいただきたいと考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	③「小中連携」について
三戸町では文部科学省からの教育課程特例校の指定を受け、小中一貫教育に取り組んでいる。小中一貫校は平成25年度に開校する予定であるが、期待していることは、小中9年間で先生方に子どもや家庭を理解した上で指導してもらえることや、連携して、個に応じた指導やTTを行うことでの学力の向上等である。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
（現況と対応） 通常、小・中学校においては、児童生徒の学習の状況や生活の様子、学校行事での取組などについて、児童・生徒指導要録に記載され、その情報を踏まえながら担当の教師がその児童生徒の個性を理解し、指導しております。 小・中の連携に関してですが、県教育委員会では平成18・19年度の2カ年にわたり「小・中連携教育事業」を実施し、県内6地区の小中学校において、学習指導の連携や児童生徒理解の効果的な在り方について実践研究がなされました。 例えば、東青地区の小湊中学校とその中学校区にある小湊小学校、浅所小学校、東田沢小学校の取組では、教員による合同研究授業を実施した結果、児童・生徒のつまずきの傾向が明確になり、指導の傾向、指導内容や方法の共通点・相違点などについて、相互に理解することで授業の改善がなされるなどの成果がありました。また、小学生による中学校への訪問、入学準備説明会等の工夫により、小学生の中学校生活への関心や意欲、期待が高まるとともに、不安解消を図ることができたり、さらには、小・中が共有する生活指導上の課題に対して、教育活動の視点を明確にすることができるなどの成果も見られたところです。 その他にも、青森市や八戸市のように市独自で小中の連携教育を推進している自治体もあり、今後も、各地域において小・中学校の連携した取組が重視され、充実した取組がなされていくものと期待しております。	

- ・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	④「三戸町の中学校と県立三戸高等学校の連携」について
三戸町では、小中一貫教育に取り組んでいる。 また、中学校と三戸高校の連携については、現在の状況が分からないが、地元の中学校から地元の高校へ入学して勉強してほしい。三戸高校商業科の生徒達の活躍が新聞紙上に載ったことは地元住民としても嬉しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
（現況と対応） 三戸町にある三戸中学校、杉沢中学校と三戸高校は、これまでも中学生の進路意識を高めるための様々な連携を行って参りました。 特に、杉沢中学校と三戸高校は、県教育委員会が重点事業として行っている「学習習慣形成のための校種間連携教育推進事業」において、高校生が中学生に対して勉強を教える活動や、小学校含め、小・中・高校の先生方が子どもたちの進路の意識を高揚させるための連携のあり方を話し合うなどの交流を行っております。 県教育委員会といたしましては、これからも小・中・高等学校における連携教育の推進を図って参りたいと考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑤「小中一貫教育」について（指導に関すること）
三戸町では、平成２１年度から教育課程特例校として文部科学省から認定を受け小中一貫教育に取り組んでいるが、小中一貫教育の取組をは全国各地で行われ、学習のみならず、不登校や事故非行で大きな成果を上げている。 ただ、こうした取組を行うためには、町の努力だけでは容易なことではないことから、県教育委員会でも人的な面、資金面などで強力にサポートしてもらうことによりその成果を共有出来るのではないかと。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
（現況と対応） 県教育委員会では、これまでも本県児童生徒の確かな学力や豊かな人間性を育成するため、様々な取組を行って参りました。しかしながら、児童生徒が、小学校から中学校、中学校から高等学校に入学した際、とまどいを感じる例があること、また、本県が実施している学習状況調査や全国学力・学習状況調査からは、学習習慣の形成が課題となっていることが明らかになっております。 これらの課題を解決するために、平成２１・２２年度の重点事業として「学習習慣のための校種間連携教育推進事業」を実施しており、地域実情や課題を踏まえ、学習習慣の形成及び１２年間を見通した系統性・連続性のある学習指導や生徒指導の在り方等について、小・中・高等学校が連携して実践的研究を行い、その成果の普及を図ることにより、本県児童生徒の確かな学力の向上と豊かな心の育成に資するものであります。 具体的には、青森市、五所川原市、むつ市、八戸市、三戸町の５地域において１９校を指定し、 ① 校種間連携のための体制づくり ② １２年間を通しての児童生徒理解と指導の在り方 ③ 家庭学習の指導 ④ 家庭、地域等との連携 などについて調査研究を行っております。 県教育委員会といたしましては、これらの研究成果を踏まえ、県内小・中・高等学校、市町村教育委員会等に周知を図っていくとともに、小中連携や小中一貫教育を視野に入れ、校種間連携教育の一層の推進を図りながら、確かな学力の向上と豊かな心の育成に向け取り組んでまいります。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑥「小中一貫教育」について（教員配置に関すること）
三戸町では、平成２１年度から教育課程特例校として文部科学省から認定を受け小中一貫教育に取り組んでいるが、小中一貫教育の取組をは全国各地で行われ、学習のみならず、不登校や事故非行で大きな成果を上げている。 ただ、こうした取組を行うためには、町の努力だけでは容易なことではないことから、県教育委員会でも人的な面、資金面などで強力にサポートしてもらうことによりその成果を共有出来るのではないかと考えている。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：教職員課】
（現況と対応） 教員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「義務標準法」に基づき行っておりますが、小中一貫教育実施校についての特別な措置はなされておられません。 また、県独自の教員の配置についても、極めて難しい状況にありますが、小中一貫教育につきましては、様々な面で、市町村教育委員会と連携し進めていく必要があると考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑦「障がいのある子どもがスポーツや音楽に取り組む仕組み」について）
県教委の「ドリカム人づくり推進事業」の支援により、子どもたちが将来にわたってスポーツを楽しんでいける環境作りに学校が取り組んでいくことを期待している。 ２年前から青森市雲谷で行われている「チェアスキー」に子どもを参加させているが、この取組を通じて子どもが成長しているのを感じているが、障害のある子どもが運動する機会が少ないことから、豊かな心や健やかな体づくりをするために、スポーツや音楽などに挑戦できる環境の整備や、学校卒業後も継続して取り組める一貫した仕組みを作って欲しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
（現況と対応） 県教育委員会では、「人づくり」を目指した活力ある学校づくりを推進するため、児童・生徒の夢実現に向け、児童・生徒のアイディアを取り入れ、向上心や学ぶ意欲などチャレンジする心をはぐくむ事業を展開する県立学校を、「ドリカム人づくり推進事業」推進校に指定し、これに係る経費を支援しています。 今年度は、１６校（特別支援学校５校、高等学校１１校）が推進校として指定され、各学校が特色ある取組を企画実施しています。 八戸第一養護学校においては、児童生徒の障害の状態に合わせ、車椅子ランニングや持久走等の陸上競技やボール運動等様々な運動やスポーツを行ってきました。また、平成２１年度は新たにスラロームやシットスキーを学習活動に取り入れ、児童生徒が意欲的に取り組んでいます。 このように、運動やスポーツに対する児童生徒の意欲が一層高まってきていることから、平成２２年度には「ドリカム人づくり推進事業」を活用し、スポーツを通して児童生徒の豊かな人間性を育成することを目的に、「目指せトップアスリート！！」という事業に取り組んでいます。本事業において、本校では、パラリンピックの公式競技や全国障害者スポーツ大会公認競技を体験できる場を設定したり、外部から障害者スポーツ指導員や選手を講師として招聘したりするなど、児童生徒が障害者スポーツに親しむ機会を多く設けています。 障害のある児童生徒にとって、スポーツや文化等に親しむことは、余暇生活を充実させることにつながり、生涯にわたり楽しく明るい心豊かな生活を営み、自立と社会参加をするために非常に重要なことです。 県内の特別支援学校１９校の多くの学校においては、各校のＰＴＡや同窓会等が中心となり、卒業生が運動会などの学校行事に参加したり、ボウリングなどを行ったりするなど、運動やスポーツに取り組む機会を設けております。また、スポーツだけでなく、音楽を鑑賞したり、美術作品を制作したり、カラオケを行ったりする学校もあります。	

県教育委員会としましては、今後も障害のある児童生徒の自立と社会参加を目指し、学校卒業後の生活を豊かに送るために、地域や学校の実態に応じ、指導者など地域の人々の協力を得たり、社会教育施設等の地域資源を活用しながら、スポーツや音楽に親しむ機会を設ける体制を整備してしていきたいと考えております。

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑧「県立高等学校教育改革第三次実施計画」について
町にある県立高等学校は、町民にとっては親しみがあり、町立の高等学校であるのと同様の感覚で接している。町には町独特の風習や教育の仕方等の特色があることから、県立高等学校の統廃合をする場合には各地域の特色を生かして残すような施策を計画して欲しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：教職員課】
（現況と対応） 県立高等学校教育改革第3次実施計画は、社会の変化や中学校卒業予定者数の更なる減少が予想される中であって、活力ある教育活動と生徒が切磋琢磨できる教育環境の充実に向けて、地域の実情を考慮した上で、統合を含めた適正な学校規模・配置を進めることとしたものです。 また、本実施計画は、高校教育を受ける機会と生徒の進路選択幅の確保に配慮しつつ中学生の志願・入学状況や中学校卒業予定者数の推移を踏まえて、地区ごとの学校配置や生徒の通学状況を考慮して策定したものです。 今後、策定する本実施計画の後期計画においては、本実施計画の基本的な考え方を踏まえつつ、地域の意見を伺いながら、小学校や中学校で学んでいる子どもたちが、夢をはぐくみ、進路実現に向けた高等学校教育を受けることができるよう努めて参ります。	

- ・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑨「特別支援学校に係る環境整備」について
特別支援学校には、自分の思うように動けないだけでなく、自分の意志をうまく伝えられなかったり、体温調節がうまくできない子どもが今現在大勢いるという現状である。子どもたちが安全に快適に過ごせるような環境整備をお願いしたい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	
【担当：学校施設課】 （現況と対応） 県教育委員会では、これまで特別支援学校について、児童生徒が安全で安心して学習できるよう、校舎及び体育館の耐震化を進めるとともに、児童生徒数の増加に伴い教室が不足となった学校の増築工事を行うなど、計画的に整備を図ってきたところです。 このほか、施設・設備については、各学校からの要望を踏まえ、緊急性や危険性等を勘案し、順次、必要な整備を行い改善を図っているところであり、平成２３年度は、保健室にエアコンが設置されていない八戸第二養護学校など８校のエアコン整備や森田養護学校のエレベーター整備、むつ養護学校のトイレスロープ整備などを行うこととしています。 県教育委員会では、今後とも、安全・安心な教育環境の整備に努めて参ります。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（三八地区）

意見・提言	⑩「小学校と特別支援学校の交流」について
子どもは小さいうちは偏見などの意識が無いので、できれば小学校の段階から特別支援学校との交流を行い、相手のことを思いやる気持ちなどを持つことができるよう、いろいろな経験をさせてあげる仕組みをつくって欲しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	
【担当：学校教育課】	
（現況と対応） 特別支援教育は、障害のある子どもへの教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。 本県では、障害のある子どもの社会性や豊かな人間性を育むとともに、障害のない子どもが、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深めるために、これまでも小学校を含め、幼稚園や中学校及び高等学校と特別支援学校間において、各年齢層に応じた活動を取り入れ、交流及び共同学習を実施しているところであります。 県教育委員会といたしましては、今後も、このような取組を一層充実させ、共生社会の実現を目指し、一人一人の児童生徒の自立と社会参加の具現化に向けて、学校教育の更なる充実に努めて参りたいと考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	①「家庭教育の資質向上」について
近年、情報科社会の中で子どもたちが様々な事件に巻き込まれるのを見て子どもたちに何が大切かを考えたとき、学校の授業や集団生活ができるようになる事と共に「家庭教育」のあり方を考えさせられる。 忙しさにかまけて自分の都合で子どもをしかったり、子どもの考えを無視して自分の考えを押しつけたりしているのが現状ではないだろうか。自分ではP T A活動を通じ先生方や父母又は地域との情報交換を行い、家庭教育の資質向上が必要であると考えている。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：生涯学習課】
（現況と対応） 相坂さんの御意見の通り、親と子の愛着関係に基づいて、基本的生活習慣、思いやりや社会的なマナーなどを身に付け、子どもの自立の基本を培う家庭教育は大変重要なものです。 しかし、近年の社会情勢の変化により、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。特に、少子化や家族形態の変化、地縁的なつながりの希薄化により、家庭教育に自信が持てないと感じている親も多いようです。このようなことから、県では、市町村教育委員会と協力し、主に次のような支援策を講じています。 一つめは、学校の参観日など親が集まる機会を活用した親への学習機会を提供しています。最近では、参加者が家庭教育に関する身近な話題をもとに意見交換する形態の講座も行われ、親が会話から気づいたり、P T A会員のつながりづくりになっている例もあります。 二つめは、地域全体で家庭教育を支えるため、社会教育施設等に子育て支援コーディネーターを配置し、地域の関係機関と連携した支援を行っています。例えば、コーディネーターがP T Aと一緒に家庭教育講座の企画をしたり、親が参加しやすいように就学・未就学児の保育をしたりします。 また、学校の空き教室を利用して定期的に親の交流の場を開催して、親同士及び地域と親のつながりが築けるようにするなど、学校やP T Aと連携した取組も行っています。 これらの事業を通しまして、親への家庭教育支援を充実させ、地域全体で家庭教育を支えていけるよう、学校・家庭・地域の連携を一層進めて参りたいと考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	②「小学校への専門教科の教員の配置」について（教科指導の面から）
	「ゆとり教育の見直し」がテレビ等で報道されているが、父兄から見ると、子どもたちの学力が低下しているのではと考えることがある。 学校では、先生が部活や補修に頑張っているが、ある先生は「部活の時間がなければ子どもの学力を上げられる。」と言っていた。しかし、本当にそうなのかは疑問である。子どもはスポーツや音楽など、好きなこと、得意なこともそれぞれ違うし、得意なことを生かしながら不得意な部分も向上していければ良いと思う。 しかし、より良い教育ができるためには先生方の忙しさを少しでも解消する必要がある。そのためには小学校にも例えば５～６年時に国語、算数、英語の教科専門の先生を配置し指導することにより、学級担任の負担も解消するし、学力も向上すると思う。 地域には都市部と異なり、学習塾が無いので学校の先生に全面的に頑張ってもらいたい。
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
	（現況と対応） 平成２２年４月に実施されました「全国学力・学習状況調査」の結果が、先般公表されました。それを見ますと、本県の公立学校の児童生徒の学力の状況は、全国的に、比較的高い状況にあると捉えております。 また、このことについては、各学校が学習指導上の課題を明らかにし、指導の工夫改善等に継続して取り組んできた結果と受け止めております。 小学生から中学校へ上がる際、「中一ギャップ」が大きな問題とされますが、小学校高学年で教科担任制を実施した学校からは、小学校から中学校に上がる時の一番の不安であった勉強と人間関係の問題が解された、などの効果が発表されており、小学校の学級担任制から中学校の教科担任制への円滑な移行を目指して、部分的教科担任制を導入している例もあります。 小中一貫教育の実践校では、部分的教科担任制を導入することで、児童の中で「中学校での授業が最も楽しみ」という意見が多くなり、教員においても「お互いの教員や児童に対する意識や見方が変わった」「授業の工夫・改善の場面が見られた」などの意見が多くなったと報告されています。 また、平成２３年度から、小学校５・６学年に、外国語活動が全面導入されることとなります。外国語活動では、児童に英語力を身に付けさせることが目標ではないので、中学校教員のような専門性は必要ありませんが、専科教員を置くことによって、指導計画の立案や題材の選択、ALTなどとのチームティーチング等において、内容的に豊富で、余裕をもった指導が可能になると思います。

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	③「小学校への専門教科の教員の配置」について（法的な面から）
「ゆとり教育の見直し」がテレビ等で報道されているが、父兄から見ると、子どもたちの学力が低下しているのではと考えることがある。 学校では、先生が部活や補修に頑張っているが、ある先生は「部活の時間がなければ子どもの学力を上げられる。」と言っていた。しかし、本当にそうなのかは疑問である。子どもはスポーツや音楽など、好きなこと、得意なこともそれぞれ違うし、得意なことを生かしながら不得意な部分も向上していければ良いと思う。 しかし、より良い教育ができるためには先生方の忙しさを少しでも解消する必要がある。そのためには小学校にも例えば5～6年時に国語、算数、英語の教科専門の先生を配置し指導することにより、学級担任の負担も解消するし、学力も向上すると思う。 地域には都市部と異なり、学習塾が無いので学校の先生に全面的に頑張ってもらいたい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：教職員課】
（現況と対応） 教員の配置については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、いわゆる「義務標準法」に基づき、各学校の学級数等に応じて行い、小学校は原則として学級担任制となっていることから、専門教科の教員を配置することは難しいところです。 現在、県教育委員会では教師が子どもと向き合う時間を充分確保し、個に応じたきめ細かな指導を可能とするため、「教師が子どもに向き合える学校づくり推進事業」を実施しております。この事業では、学校運営の業務改善を図ることとし、新たな視点で見直すため、外部の知見を活用し、実践協力校7校において、勤務実態の点検・調査を行い、調査の結果を踏まえた業務改善の改善策を策定し、現在は実際に改善策を実践しているところです。この取組の成果をもとに、県内のすべての学校に成果の普及を図ることとしております。 なお、国においては、今後の学級編制等の在り方について検討を行っているところであり、中央教育審議会の提言では学級編制の標準の引下げが盛り込まれたところです。 県教育委員会といたしましては、学級編制の標準の引下げについては、子どもと向き合う時間の確保など教育環境の充実に繋がるものと考えておりますので、今後も国の動向を注視して参りたいと考えております。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	④「郷土学習」について（総合的な学習の面から）
	子どもたちの将来を見据えた教育について、地元故郷を知る学習の必要性が感じられる。郷土教育は子どもたちが視野を広げ、早い段階で楽しみながら学習することでより深く物事を見られるようになり、歴史などの社会科科目に興味をわくきっかけになるかもしれない。 また、郷土に誇りを持ち、地元ならではの独自性をもった地域資源の掘り起こしをし、地域や家庭と連携して体験的な学習をすることで郷土愛を持ち、地元に残り働いて町を活性化して欲しいと考える。地元から離れたにしても、郷土学習に取り組んで郷土愛をもったならば豊かな心を育んだことになると思う。
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
	（現況と対応） 郷土教育、郷土学習の大切さについては、田中さんのおっしゃるとおりであり、県教育委員会でも、「学校教育指導の方針と重点」の中で「郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進」を掲げ、その充実に努めているところでございます。 各学校では、総合的な学習の時間、生活科などの各教科、道徳、学校行事等において、郷土の自然・歴史・文化等を素材にした教材の開発に取り組み、それらを活用した指導を展開しています。 具体的には、獅子舞、こぎん刺し、手踊り等の郷土の伝統芸能に取り組んだり、郷土の自然、環境、生活、産業、歴史などについて調べ学習を行ったり、地域の事業所の協力を得て職業体験を行ったりなど、その地域の特性を生かしたさまざまな取組が行われています。 平内町の名誉町民であり、青森県の誇りでもある高橋竹山さんの一生が教材化され、子どもたちがその生き方にふれることは、この平内町に対して愛着と誇りをもつとともに、田中さんのおっしゃるとおり、子どもたちの視野を広げることに大きく役立つものと考えています。

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑤「郷土学習」について（民俗芸能の面から）
	子どもたちの将来を見据えた教育について、地元故郷を知る学習の必要性が感じられる。郷土教育は子どもたちが視野を広げ、早い段階で楽しみながら学習することでより深く物事を見られるようになり、歴史などの社会科科目に興味をわくきっかけになるかもしれない。 また、郷土に誇りを持ち、地元ならではの独自性をもった地域資源の掘り起こしをし、地域や家庭と連携して体験的な学習をすることで郷土愛を持ち、地元に残り働いて町を活性化して欲しいと考える。地元から離れたにしても、郷土学習に取り組んで郷土愛をもったならば豊かな心を育んだことになると思う。
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：文化財保護課】
	（現況と対応） 各地域で行われている民俗芸能や祭事、あるいはお年寄りが持っている技術は、私たちの生活文化を知る上で欠くことのできない貴重な財産であり、大切にする必要があります。 県教育委員会では、民俗芸能を保護するために、県内6地区の子供の民俗芸能団体を一堂に会し、手本となる大人の民俗芸能も1団体入れて「こども民俗芸能大会」を開催しています。日ごろの練習を大きな場で公開することにより、民俗芸能を継承していく励みにしてほしいと考えています昨年度は、この大会に地元、東田沢の「東 滝権現舞・餅つき踊り保存会」の子供の権現舞を披露していただく予定でした。あいにくインフルエンザの流行により出演はできなかったのですが、別に機会を設けて権現舞を映像に記録しております。 また、北海道・東北ブロック民俗芸能大会が毎年、ブロック内の道県の持ち回りで開催されており、この大会に本県からも民俗芸能団体1団体を派遣しているところです。 このような公開を通じて保存継承を図っていくほかに、民俗芸能等に不可欠な衣装、楽器、道具の修理等のために、県指定をした民俗芸能等の保存団体に対して県補助金の交付を行ったり、各保存団体が民間財団等が行う支援事業を活用する際には、その支援も行っているところです。

- ・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑥「食育の推進」について
平内町連合PTAでは毎年6月に「食育講習会」を平内町学校給食センター開催し、食を取り巻く環境や食育の必要性など様々なことを学んでいる。	
意見・提言に対する対応と処理方針	
【担当：スポーツ健康課】	
（現況と対応） ①食育の推進の県の取組について 食は、健康な生活を送るための基礎となるものであり、子どもの健やかな成長発達のためにも、また、生涯にわたる健康な生活を築く上でも、食に関する正しい知識と実践力を身に付けさせることを目的としている学校における食育は、極めて重要であると考えております。 このため、県教育委員会では、学校における食育を推進するため、 ①栄養教諭の配置（H19～） ②学校における食育マニュアル・プログラムの作成配付（H18・H19） ③小・中・高校生が主体的に食育に取り組む「あおもりっ子食育実践事業」（H20・H21） を実施して参りました。 また、今年度からは（H22・H23）、郷土食や地場産物等を通して、子どもに対する食育を一層推進するため、「学校における地場産物活用推進事業」を実施しており、今後とも学校における食育の推進に努めて参ります。 ※「学校における地場産物活用推進事業」事業概要 ・地場産物等を活用した指導資料集等の作成・配付 ・栄養教諭を中核とした食育実践モデル地域の指定 ・米飯・地場産物を活用した学校給食献立コンクールの開催 ・高校生食育マイスターの認定・支援	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑦「生涯スポーツの推進」について
豊かな心と健やかな体の育成については、学校、家庭、地域が一体となって取り組む必要がある。 自分自身も子どもの部活動の手伝いをしているが、親子でスポーツに取り組むことは素晴らしいことだと思う。7月には西平内中学校で「青森県総合型地域スポーツクラブ地域連携推進研修会」、多くの地域住民が参加した。老若男女を問わずスポーツに親しむ環境をつくっていききたい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：スポーツ健康課】
（現況と対応） 総合型地域スポーツクラブは、地域住民が主体的に運営し、子どもから高齢者まで、それぞれの目的に応じていつでも活動できるなどの特徴を持っています。 ご意見にあるように、学校・家庭・地域が一体となって子供の健全育成に取り組むことができる組織が「総合型地域スポーツクラブ」であり、平内町においても部活動や地域活性化のためにクラブ創設・育成に向けた検討を現在行っているところです。 県教育委員会では、平成19年度に「青森県広域スポーツセンター」をスポーツ健康課内に設置、専門指導員を配置し、現在14市町村に創設されている19クラブと、創設の準備をしている8市町村及び未育成市町村に対し、総合型地域スポーツクラブの創設・運営への支援や啓発、情報ネットワークづくりなどを行っています。 また、県では広く県民にスポーツ・レクリエーション活動の場を提供し県民の生涯にわたるスポーツ活動の実践を図ることを目的に「青森県民スポーツ・レクリエーション祭」を開催しています。 第3回となる今年度の祭典は、県内6市4町において35種目の種目別大会を実施し、約7,500人の参加を得ることができました。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑧「県立学校に係る就職指導の状況」について
子どもたちの将来を見据えた教育について、昨今の社会ではデフレ・インフラ・雇用不足などくらい話題が山積しており、将来子どもたち安心して生活していけるのか不安である。マスコミ報道をみても全国的に就職難であり、このため、小学校からキャリア教育を行っているのだと感じた。学校教育の中でも就職指導や出口指導を行っているが、子を持つ親としては本人の入社後の離職等も含めて不安を感じている。公的な機関にも協力を仰ぎ、企業側でも責任を持って人を育てることを考えて欲しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
（現況と対応） 青森労働局の発表によりますと、新規高等学校卒業者が卒業後１年間に離職する離職率は２４．０％と、前年度と比較して５．１ポイント下回っています。各学校における地道な指導による成果と思われますが、全国平均の離職率１９．４％と比較すると、４．６ポイント上回っていることから、引き続き、関係機関と連携しながら、職業観・勤労観の育成のための取組を進める必要があると考えています。 県教育委員会では、平成２０年度に実施した「就職指導に関するアンケート調査」により早期離職の理由等を把握し、各種会議において学校現場との共通理解を図るとともに、課題解決のための対応をお願いしています。 また、「仕事力養成推進事業」の中で、自立した社会人・職業人の育成や、就職した後に職場で活躍できる実力（仕事力）を養成するため、啓発的体験活動であるインターンシップやボランティア活動を核に、望ましい職業観・勤労観の育成に向けた取組やビジネスマナーの向上など、各学校が３年間の高校教育を見通して企画実施する人づくり教育を支援しています。 さらに、「企業と学校とのハンド・イン・ハンド事業」の中で、進路指導に企業の視点を取り入れ、生徒の社会人・職業人としての自立を目指すため、企業に一年間派遣された教員が仕事の実際を生徒に伝える講演や出前授業、受入企業の担当者による出前講座等を行っています。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑨「学校、家庭、地域の連携」について
	家庭教育について考えると、郷土に誇りと愛着を持つ子どもたちを育てるためには学校・家庭・地域が連携・協力して地域全体で子どもを育む環境を作ることが大切だが、どのように連携すれば良いかわからずに結果として協力できない親もいると考えられる。 子どもたちのために何かをやろうとしている親を子どもたちが見れば、教育効果はあがると思うので、「子どもたちのために」教育活動に協力することが大切であると考え。学校側が教育活動の説明責任を果たすことはあたりまえであるが、保護者の側も学校側と連携・協力することでより良い学校づくりに繋がるものと考え。
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：生涯学習課】
	（現況と対応） 近年、学校においては、教育活動以外の業務などによる教員の負担感の増大が問題となっております。また、教員が子ども一人ひとりに対して、きめ細かな指導をする時間の確保を図る取組が求められております。 これらを踏まえて、文部科学省では、学校と地域が連携することにより子どもの教育をよりよいものとし、教員や地域住民が子どもと向き合う時間を拡充するとともに、地域の教育力の向上を図ることを目的とした「学校支援地域本部事業」を平成20年度に創設し、各都道府県と事業実施市町村において取り組んでおります。 今年度、本県では21市町村で事業を実施し、学校支援地域本部数が44、小・中学校合わせて97校で、様々な学校支援ボランティア活動を行っております。具体的な事業内容としては、小学校区や中学校区に地域全体で学校教育を支援する「学校支援地域本部」を設置します。この学校支援地域本部では、学校と地域の橋渡しを行う学校支援コーディネーターを配置し、地域の方々の協力を得て、ドリル学習の採点補助などの学習支援活動、部活動、校舎の補修や庭木・花壇の手入れなどの環境整備、登下校時の安全指導など、学校のニーズに応じた多様なボランティア活動を行っております。 また、昨年度は一つの分野のボランティア活動だったものが、複数の分野に広がったということが調査によって判明し、ボランティア活動の多様化が進んでいることが伺えます。 こういった活動を通して、子どもたちにとっては、保護者、教員以外の大人との関わりの中で、学びを深めることになり、教員にとっては、ボランティアの支援により子どもと向き合う時間が拡充します。また、保護者やボランティアにとっては、社会参加活動の場が得られ、生きがいや地域のきずなづくりにつながると考えております。

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑩「特別支援教育に係る就労生活支援」について
	障害のある子どもたちが18歳で卒業し社会人となり、会社へ入ることや一人暮らしを始めることは、子どもたちにとって想像以上の負担となるが、ここでつまづかないように準備を積み重ねることが教育の一面として重要なことであると思われる。 青森第二高等養護学校の卒業生の一般企業への就職率は高いが、障害がある子どもたちが社会的自立と職業的自立をするためには、「体と心」の成長が重要であり、日常生活に必要な能力や態度が身につくように行っている一般企業での実習体験を最も重要な学習として位置づけている。この一般社会での体験を通して、実際に社会人となった時の大きな変化を乗り越え、一人の大人として自己を高め、社会に貢献できるよう卒業後を見据えて教育する事が大切であると考えます。
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
	（現況と対応） 特別支援学校高等部生徒の就職等進路実現を図るためには、就労するための体や心の育成だけでなく、就労以外の生活面を含めた総合的な支援を、早い段階から行う必要があります。 そこで、県教育委員会では、平成22年度から2年間、「特別支援学校キャリア教育充実事業」を実施しているところです。本事業は、県内6地区の特別支援学校6校にスクールジョブマネージャーを配置し、学校との連携の下、地域の人材による就労及び生活の支援体制の組織化などにより、特別支援学校におけるキャリア教育の充実を図るものであります。 具体的な取組としては、スクールジョブマネージャーと学校が協力し、事業主や施設運営者等による就労生活支援連絡会を開催することにより、地域の支援体制を構築するとともに、障害のある生徒の仕事や生活に携わる地域の人材を授業等に活用することにより、進路指導や職業教育の充実を図って参ります。 また、県特別支援学校キャリア教育充実事業運営協議会を開催し、各校の取組内容について情報共有を行う中で、本事業の一層の充実を図ることとしております。 県教育委員会では、平成23年度に本事業の取組を報告書としてとりまとめ、全ての特別支援学校に事業の成果を拡げることにより、生徒一人一人の進路実現に向けたキャリア教育の更なる充実に努めて参ります。

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針（東青地区）

意見・提言	⑪「特別支援教育に係る研修の実施」について
子どもの障がいの問題も変わってきており、今まで通りの教え方では対応できないこともあるため、特別支援教育に係る研修について、管理職も含めて研修を受ける機会を設けて欲しい。	
意見・提言に対する対応と処理方針	
【担当：学校教育課】	
（現況と対応） 県教育委員会では、これまで、小中学校等における特別支援教育の推進及び充実のために、障害理解をはじめとした研修に取り組んで参りました。具体的には、「特別支援教育理解推進研修会」など、特別支援教育に係る研修会を実施し、平成１７年度から平成２０年度における小中学校等教員の受講者数は、約７，０００名でありました。また、平成２１年度には、中学校及び高等学校等の教員を対象とした研修会に約１２０名の受講者があり、平成２２年度は、幼稚園(保育園)及び小学校教員を対象とした研修会並びに中学校及び高等学校教員を対象とした研修会に併せて２０９名の受講者がありました。 平成２３年度については、特別支援教育の推進に大きな役割を果たす小中学校等の特別支援教育コーディネーターと校長等管理職を対象とした研修を、それぞれ計画しております。 また、県総合学校教育センターにおいても特別支援教育に関する諸講座や研修会を実施しており、多くの小中学校等の教員が受講し、障害のある子どもに対する理解や適切な指導について研修を深めているところです。 県教育委員会としましては、今後も、県内小中学校等において、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした特別支援教育が一層推進されるよう、研修会等の機会を提供してまいります。	

・意見・提言に対する県教育委員会の対応及び処理方針

意見・提言	⑫「小中学校での職場体験の実施」について ⑬「中学校での全県的な職場体験の実施」について
⑫八戸の青年会議所が主体となり、夏休み冬休みに小中学生を受け入れて職場体験を行う機関があるが、こういったところの活用も含めて、小・中学校で積極的に職場体験をさせると、生きた知識が子どもたちの身に付くのではないか。 ⑬現在、平内町で実施している中学校の職場体験は、地域の学校と事業所が主体となっているが、これを全県一斉に同一時期に行うことができれば職業体験の意義が広がるし夢のあるものになるのではないか。	
意見・提言に対する対応と処理方針	【担当：学校教育課】
(現況と対応) ⑫「小中学校での職場体験の実施」について 子どもたちが自己の生き方について考え、将来に対する目的意識をもって、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を育成する「キャリア教育」が重視されている中、職場訪問・職場体験は、キャリア教育を推進するに当たって、職業に関する関心・理解を高めるとともに、将来の職業に対する選択の可能性を伸長するなど、子どもたちの勤労観や職業観を育成するうえで、重要な教育活動の一つです。しかしその態度や能力を育成するためには、学校の教育活動全体を通して指導・援助を行っていくことが大切であり、学校では総合的な学習の時間や特別活動、特に中学校では進路指導など、日常の教育活動において取り組んでいるところでもあります。また、美化活動、各種勤労体験、地域社会への奉仕活動など、学校行事を中心として各学校で工夫した取組がなされております。平成21年度に職場体験を行った県内の中学校は88.8%であります。この他、それぞれの地域や関係団体においても休日や長期休業中に販売体験、福祉・ボランティア体験等が積極的に行われおります。学校と関係機関、地域等が連携して、子どもたちのキャリア教育を推進しているところです。 ⑬「中学校での全県的な職場体験の実施」について キャリア教育の指導に当たっては、児童生徒の発達段階や学校、地域の実態に応じた勤労観や職業観を育成することが大切です。実施時期や実施日数、実施する学年等学校の教育活動とも深く関連するものであり、また訪問先の実情、受入環境、受入時期など多くの課題もあり、一律に同時期にすることは困難です。しかし、多くの学校では事業所の開拓・確保、体験できる事業所の不足などを課題としていますので、教育機関、関係団体が連携して、職場訪問・体験を支援していくことが今後必要と思われます。	